

2020 軽検検第 61 号
2020 軽検情第 14 号
令和 2 年 3 月 16 日

日本行政書士会連合会会長 殿

軽自動車検査協会

理 事 長



継続検査 O S S 申請における自動車検査証の有効期間の伸長
について（協力依頼）

平素より、当協会の業務について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止については、「新型コロナウイルスの感染拡大防止について(協力依頼)」(令和 2 年 3 月 4 日付け 2020 軽検検第 47 号・2020 軽検情第 11 号)により、年度末の繁忙期間の当協会事務所・支所・分室へ来所される方を極力少なくするとともに、待ち時間の短縮を図るため、継続検査の申請は、自動車検査証の有効期間の伸長を活用する等、可能な限り当該期間を避けていただくか、又は O S S を利用した申請を実施していただくよう協力依頼をさせて頂いたところです。

継続検査 O S S 申請における自動車検査証の有効期間の伸長を希望される場合は、別紙の(例)「継続検査 O S S 申請における自動車検査証の有効期間の伸長申出書」をご活用いただき、申請予定日の前日までに申請事務所へご提出いただくことにより、当協会事務所等における待ち時間の短縮につながります。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の趣旨に鑑み、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。